

## 災害時における応急対策業務に関する協定の実施細目

白井市上下水道事業（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日締結の「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第7条に規定する実施細目について、次のとおり定める。

### （協力要請）

第1 協定第2条の規定による乙への災害応急工事等の種類については、次のとおりとする。

- 下水道本管の復旧工事（雨水・汚水）
- 下水道取付管の復旧工事（雨水・汚水）
- 水道配水管の復旧工事（塩ビ管・鋳鉄管）
- 水道給水管の復旧工事
- その他土木工事（マンホール隆起等）
- 土木一式工事（建物及び構造物等の解体・撤去・処分）
- マンホールポンプ場、中継ポンプ場の電気設備の復旧工事
- 白井配水場の電気設備の復旧工事
- 被害調査（管渠の破損、土砂の堆積、汚水の流出、ポンプ場機能の停止）
- 応急復旧（汚水の輸送、堆積土砂の撤去）

### （協力体制の整備）

第2 乙は、この実施細目策定時に、協力要請を迅速かつ確実に行うため、連絡体制、出動体制（職種、人員等）及び保有する建設資器材等を報告する。

- 2 甲は、毎年4月当初の時点で、乙に所管する担当職員の報告を行うと共に、乙から報告のあった連絡体制、出動体制（職種、人員等）及び保有建設資器材等について変更がないか現状確認を行う。

### （要請手続）

第3 甲は、乙に協力要請しようとするときは、「緊急（工事・業務委託）発注書」により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により要請を行うことができるものとする。

- 2 甲は、電話等で要請を行った場合は、後日速やかに乙へ「緊急（工事・業務委託）発注書」を提出するものとする。

- 3 乙は、「引き受け書」に署名押印のうえ、工程表、主任技術者（担当者）及び現場代理人に関する届出書と共に甲に提出する。

ただし、概算額が10万円未満の場合は、工程表、主任技術者（担当者）及び現場代理人に関する届出書の提出は省略することができる。

- 4 甲は交通規制を伴う作業においては、施工会社、連絡先、現場責任者及び施工日時等を確認し、所轄警察署に緊急工事の道路工事協議を行う。

(応急措置の実施)

第4 乙は、甲から災害応急工事等の協力について要請を受けた場合は、業務上の支障その他のやむを得ない理由がある場合を除き、当該要請に従い災害応急工事等を実施するものとする。

2 乙は、災害応急工事等を開始し、又は完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

3 乙は災害応急工事等を完了したときは、速やかに完了届に作業状況等を確認できる写真及び書類等を添え、甲に書面で報告するものとする。

(1) 災害応急工事等の実施場所の状況及び期間

(2) 災害応急工事等の内容

(3) 災害応急工事等に従事した者の氏名、職種、従事した時間

(4) 災害応急工事等に使用した建設資機材等の内訳

(5) その他必要な事項

(費用の負担)

第5 災害応急工事等に要した費用は、前条により乙から提出された報告内容を確認し、甲が算出した設計金額を基に甲乙協議して決定するものとする。

2 甲は請負代金の請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第6 この協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し白井市が主催する防災訓練への参加を要請することができるものとし、甲、乙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日